

平成21年第6回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成21年11月30日（月曜日）午前10時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第61号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第9 認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷺 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	吉 村 太 志		

開議の宣告

議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 臼井悦子君と6番 高田文一君を指名いたします。

日程第2 議案第55号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第2、議案第55号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

本件につきましては6月議会の折にもこうした案件がございまして、そのときに意見を申し上げ、特に職員給与の是正についてどうしていくのかということについてお伺いをしたと思いますが、そのときに、それについては今後検討していくというような回答があったと思いますが、改めて今回、いつごろをめぐりにどういう形でこの是正について取り組んでいこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、お答えをいたします。

過日の全協でもお話を申し上げましたように、やはり国家公務員の給与に準拠したところの人事院勧告によって、現在給与改定等を行っております。そういう中で、若年者についてはほぼ国の水準を維持しながら進んでおりますが、経験年数がふえてきますとどうしてもポストと申しますか、

そういう関係上、昇給基準上の昇格が遅くなっているという経緯も御説明申し上げたところでございます。それらの改善に向けて、現在市長の命令によりまして早期の改善を図る必要があるということで、現在職員に指示をしておるところでございます。段階的に弾力的な運用をもとに制度を見直すこととしております。そういう形で、平成22年4月を前提といたしまして弾力的な運用を図りながら数年後には周辺市町の給与水準と遜色のない水準まで何とか考えてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、回答とします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今回のこれ、ボーナスのカットの話だと思うんですけども、本市の職員さんの平均給料体系と民間の人の給料体系との格差が私の調べた中ではかなりあるんですね。そういうことをかんがみたときに、国の方からの要請でカットをなささいということなんですけれども、基本的には国家公務員を基準とした体系の中でカットをなささいと、また国家公務員と本市の職員との格差がまた少しあるような気がするんですね。どこまでいっても勧告の中においては、市民の給料とそれから職員の給料の格差があるということが前提でこういうような、前提がよくわかりませんが、多分前提だと思うんですが、それを縮めるようにということの提案からこういうものが出されたと思っているんですね。ですけれども、本市においてはこれをまた0.15カットするということになると、また格差が広がるような気がしておりますけれども、市長さん、どうのお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

給与の格差とか云々じゃなくて、地方公務員は基本的には国家公務員の給与に準ずるという形で今までずっと来ておりまして、これは県も市町村もほとんど一緒ですけども、本来ならば、今鏑本議員がおっしゃるように、官民格差というのを私どもの市で調査をして、市内の企業云々でやればいいんですけど、それだけの能力もない、それだけの手間暇もないというようなこと。そして、公務員というのは基本的には他の市町とも横にらみのような形、そして国家公務員とそれから県の人事委員会の勧告等というのに準じながら過去ずっと給与改定というのをやってまいっておりまして、今議員のおっしゃるような市内の企業との格差云々というよりは、調査をされておられないので、その辺については格差があるとかないとかというのはわかりかねます。ただ、国家公務員、そして岐阜県の人事委員会の勧告に従いますと、県内の企業を対象にしてやられた結果からすると、今回の人事院の勧告ということと似たような形になっておりますので、それを我々も活用させていただいて、官民格差ということで今回の給与改定をさせていただくということでござい

ますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今の市長のお答えなんですけれども、調べる機関がないとかというものなんですけれども、私が調べた限りでは、事務職ということを中心に調べてもらいました。平均40歳から44歳という中において、民間の方では年間大体630万なんです、本市においては43歳を平均として595万円ぐらいなんです。そうすると、約35万円の格差があるんです。またそれに対して下げること、またラスパイレスその他を見ても、本市は何も国家公務員に対して高い水準にあるとは思っていないわけです。また国の方針に従ってでも、この不景気対策の中において、また職員にしても給料がだんだんだんだん減っていく中において、職員のボーナスを平均5万1,000円ぐらいカットされるということにおいては、生活給である以上、そういうこともかんがみて対応していただきたいというふうに思っております。

議長（遠山利美君）

答弁要るんですか、いいですか。

2番（鏝本規之君）

言ってもらえりゃそれにこしたことはありませんけど。

〔発言する者あり〕

議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

本案につきましては、先ほど申し上げたように6月議会のときにも申し上げましたけれども、一つは、先ほどの答弁で22年度4月に施行できるように改善を進めていくということをございまして、できれば同時並行でこれとセットで出していただくとよかったなということの一つ思い

ます。それと、特に人事院勧告に従って今回の改定があるわけでありましてけれども、昨年までの人事院勧告と違って、今年度の人事院勧告については、調査も十分しないまま、旧政権の政治的な圧力のもとで人事院勧告が出されたということが言われています。このことに対して国会で我が党の議員が質問したのに対して、総務大臣がこのように答えています。「こうした旧政権の政治的な圧力について、政府内で検討して一定の結論を得ていきたい」ということが答弁として出ています。そういう検討しなければならない状況のままに勧告が出され実施されていくという、別の言い方をすれば、非常にずさんな人事院勧告に基づいてやっていくということがどうなのかというふうに思わざるを得ません。

あわせて、今地方分権が云々されるときに、国の方法で物事が進んでいくということについても危惧を覚えますし、また、景気回復にはやっぱり消費の拡大が重要なポイントを占めている。そうした中で、公務員の給与等を引き下げる、そのことをもとにさらに民間も下げる、そういう悪循環に陥っていく危険性が多分に指摘をされておりますし、そのことがさらに景気の足を引っ張るということも当然考えなければならないと、そうしたことを総合的に考えてみたときに、本案について賛成するわけにはいかないということを申し上げて、反対討論といたします。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

9番 道下君。

9番（道下和茂君）

先般からいろいろお聞きしております本市のラスにつきましても、現在改善されつつあるということを知っております。しかし、20年度で89.8%という本市のラスは、まだまだ県内では低い位置づけになっております。また、職員全体の年齢構成や自治体の規模、組織構成、職員全体の年齢構成にもそのラスが低い一因があるのではないかと考えております。そのために、また管理職をどんどんふやし、また全員一斉に給与を上げるということは、自立できる不交付団体でない本市にとりましては、ましてや30億近い交付金をもらっておる交付金団体ではなかなか難しい問題があるのではないかと考えます。また反面、職員の士気向上ややる気度を喚起するためには、やはり優秀な職員には昇給・昇任をさせ、また本市のためにも頑張ってもらいたいという処遇の必要もあり、改善の必要性もあると考えております。しかし、公務員の期末・勤勉手当並びに給与につきましても、民間の年間支給割合を大きく上回っております。現在、社会全般を見ますと、民間事業所におきましては昇給の抑制や賃金カット、また、今冬季賞与はゼロベースの企業も多くあるのではないかと考えます。本市は、言うに及ばず全国的にも解雇とか雇用関係は大変厳しい状況が現状でございます。そのような状況から、期末・勤勉手当並びに給与の引き下げは、私はやむを得ないのかと考えて、賛成討論といたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

2番 鏝本君。

2番（鏝本規之君）

賛成討論があって反対討論があって、1回しかできないんですか。何回でもできるんでしょう。賛成討論が出たからそれに対する反対討論ですので、よろしくをお願いします。

今の賛成討論の中においてでも、給料の格差どうのこうのということがなされておりますけれども、先ほども述べたように、私が調べた限りでは約40万近い格差があるんですね。また国の方針としては、景気対策どうのこうのということで莫大なる景気予算が組まれている。そういう中において、職員の給料を下げるということは、購買意欲、その他もろもろにおいても、国の行っている政策と人事院勧告がなされることに対してとはどうもアンバランスな気がするんですね。そういうことをかんがえたときに、また、本巢市の職員の方たちの職員体系が今の民間企業と比べて高いわけではなくて低いんですね。それをまたあえて下げるということに対しては、やっぱりきょうのあれに対しては反対とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

今、反対の発言がありました。

賛成の発言ありますか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

私も職員の給料を下げるということは非常に忍びがたい今の状況かと思えます。しかし、先ほど総務部長から質疑の答弁がありましたように、ここ数年において何とか隣接市町に近づくようにラスパイレスも上げていきたいというようなお答えもいただきました。そのようなことから、執行部も職員の給料についてはこれから上げていくというか、改善していくという姿勢も見られます。そのようなこと全体を踏まえて、大変忍びがたいですけど、今回の条例については賛成をしたいと思います。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第56号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第3、議案第56号。

〔「ちょっと議長、いいですか発言を。次の議題に行く前に少し」と呼ぶ者あり〕

今、議事の進行中ですから。

〔「了解しました。じゃあ終わってからやります」と呼ぶ者あり〕

本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

あえて質疑でなくて、討論でもよかったんですけども、先ほど人事院勧告、特に今年度の人事院のやり方について非常に問題があるということを申し上げました。職員の場合だけでなく特別職、議員も含めましてここに書いてありますのは、そのずさんだと思われる人事院勧告に基づいて改定をするんだというふうになっておりますけれども、このことがどうなのかなという疑問を常に持っています。6月のときにもこれも申し上げたと思いますけれども、そのあたりについてお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

これらも、あくまでも提案理由で申し上げておりますように、常勤の場合は人事院勧告に基づきまして職員と同様に0.15ヵ月の支給の減額をお願いする内容でございます。また、県内の周辺市町の支給等々を参考にしながら決定をさせていただいたわけでございます。よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

これ特別職ということは市長さん初め三役のことだと思うんですけども、職員の方たちは生活給だと思うんですね。市長さんたちは、言葉は適切じゃないかもしれませんが、たくさんの給料をいただいております。その中において、職員と同じようなカットということじゃなくして、みずからの姿勢を示すためにもたくさんのカットをしてもらって、そして職員に対して申しわけないという気持ちがあるないは別個として、そういう形でもう少したくさんのカットをしてもらえないかということをお願いをします。

議長（遠山利美君）

お願いだね。

2番（鏑本規之君）

変えてくれてもいいよ、今から。

議長（遠山利美君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

職員の給与条例が可決されましたので、本来的に言えば、職員が下げるという前提に立てば特別職、また我々も含めて、一般的に言えばそれを職員の給与、あるいはボーナスのカットに準じてという理由であれば、これはやむを得んかなあというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたように、あくまでも人事院勧告を基準にということで物事が考えられていく、その人事院勧告自体が非常にいいかげんなものだ、特に今年度について言えば、そういう中で今の地方分権の流れから考えても、やっぱりこの理由については理解ができないということで、反対をしたいと思います。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありましたが、賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

今、鵜飼議員から地方分権の流れの中でというふうな話がありましたが、地方分権の流れの中においても、本巢市においては財政が大変厳しい折であります。先ほどの可決に倣いまして、今回も私は賛成いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今、賛成討論の中に本市の財政が厳しいということでの発言がありました。ですから、本市の財政が厳しいということであれば、それを指導する、またいろんなことで関与する市長さんのカットをもう少し多くする、また三役の人たちのカット率をもっとたくさんにする。何も人事院勧告の提

示に従ってするばかりが芸ではないと思っております。カット率をたくさんにすることにおいて、人事院の方からとやかく言われることはないと思っておりますので、今の現状のままでは反対をいたします。

議長（遠山利美君）

賛成の発言ありますか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

特別職ということで、そのような仕事をさせていただいておってそれだけの給与が今までも支給されておるといふふうに私は判断をいたします。だから、特別職についてはもっと下げろというような御意見かもわかりませんが、そうではなくて、やっぱりそれだけの見合った仕事をさせていただいておる、だから下げ率も職員と同じように下げるとというのが私は適当であるということで、賛成をいたします。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第56号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第57号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第4、議案第57号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今回のことに関しては、これは議員のことだと思わんだけれども、市の職員のカットを認めて、それで自分たちのカット率を同等にするということ。また、市議員は生活給ではありませんので、もう少し高いカット率にさせていただきたいと思っておりますので、反対意見とします。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました、賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

この条例についても、今二つ可決されましたけど、それと同等の理由ということで賛成をいたします。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第57号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第58号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第5、議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第59号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第6、議案第59号 本業市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第60号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第7、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この件については協議の付託ですので、また最終日に改めて質疑を行うということになりますので、簡単に思っただけ申し上げたいと思います。

特にこうした使用料等の改定について、今定例会で初めて提出されたわけでありませぬけれども、二つのことについて思わざるを得ませぬ。一つは、これを執行部として案をまとめ、素案ができた段階でいるんな関係団体に諮っていくべきではないかと、要するにパブリックコメントを得てやるべきではないかというふうに思います。その点についてどういうふうにお考えなのかということと、もう一つは、使用料ですから今まで使っていた人が、自分たちが今度実際に使うときにどうなっていくんだらう。例えば、今まで無料で使っていたものがどうなっていくんだらうと。このままこれに示されているように単に有料になるのか、あるいは免除をされるのか、そういったことがわからないままこういう条例が提案されるという、要するに減免規定などが整理されないまま提案されるということについてはいかがなものかというふうに思います。その点だけお伺いしておきたいと思っいたします。

議長（遠山利美君）

高田君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、使用料の見直しに伴いますただいま2点の御質問がございましたが、一つは、案の段階で住民の意見を聞いたかどうかというような御質問だったかと思いますが、基本的には全国どこでも一緒だと思いますが、基本的には料とか税とか、そういったもののパブリックコメントについては適用除外になっておりますので、基本的にはそういったことの手続は要らなかったというのが一つでございます。あともう一つは、住民への周知期間につきましては、当然こういった早い段階で、まず市の見直しの料金を決めまして、それから早い段階で、利用者あるいは住民の方に周知を徹底していくということで、今回12月に条例としてお出ししたわけでございます。あと減免とか、免除の規定につきましては若干おくれておりますが、今現在、年内には決定をさせていただいて、そういったところを、利用者、今まで免除で使っておられた団体、あるいは減免されておいた団体、あるいは市民の方々についても、そういった制度につきまして十分、今後周知を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の言い分を聞いておって、本当は1回でやめるつもりでしたが、ちょっとおかしいんじゃないかと思いましたので申し上げますが、パブリックコメント、全国的にも税や料については適用除外だからやらなかったと、適用除外でなければならぬという決まりはどこにもないでしょう。なるべく関係者の意見をいろいろ聞きながらやっていこうという視点に立てば、そういう言い方はないだろうというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

二つ目は、こういうふうに今度改定をしたいんだと、でも実際にはこういう方たちについては免除をすとか、いろんな規定があってそれとセットじゃないですか、条例というのは。実際にはどういうふうに運用されるかわからないけれども、とにかく条例だけ認めてくれというのはいかがなものかということをお願いしているんですけども、今後のこともありますので、その点改めてお伺いしておきたいと思っております。もうそれ以上は申し上げませんので。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

パブリックコメントの制度上の問題ですけれども、やはり税とか料について住民の方から意見をお伺いしながら決めていくということはないといいますが、基本的には利用する側から見れば、税については安い方がいいに決まっておると思います。多分そういうことで、なじまないから、余りそういったことについてはパブコメはやっていないという状況のようです。

それから、基本的に条例とセットで運営制度についても早く示した方がいいのではないかといいことではございますが、そのとおりだと思います。したがって今今年内には、全協でも御説明し

ましたが、減免制度につきましては、住民の方に今までと余り変わらないような状況の中で今、制度も考えておりますし、それから料金の上限につきましても1.5倍ルールというようなことにも決めておりまして、そういったことで今回は見直しをさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今回、料金その他をいろいろ見直すということではありますが、例えばこの中で例を出させていただきますと、東外山のふれあい広場の件ですが、昨年度の事業報告を見ますと、借り上げ料が171万ということで、この資料については前回までは徴収していなかったということでありまして、その中、各施設におきましてもやはりこういった主要施設の借り上げ料とかいうものがどれくらいあるかということがわからないまま、また各施設の利用者につきましては大体固定をされているのではないかと思います。この利用者につきましても市内の人、市外の人、また市内の団体、市外の団体と、いろんな過去の利用者がわからない中、これだけの資料で判断をすることが非常に私といたしまして難しいと思いますので、もう少し詳細な資料をいただいて時間をかけて検討をしたいと思いますが、その点につきましてお伺いいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

当然検討してきた中では、これはもう足かけ3年ぐらい検討しているわけですが、説明しましたとおり、一番原価計算に時間がかかったわけでございますけれども、一体この施設を利用するのに光熱水費及びその人件費がどのくらいかかっているのかと、事業一つをするについてはどのくらいの手数料がかかるのかということで最終的には判断をしてきたわけでございますけれども、当然協議をする中では、その施設について年間どのくらいの利用者がある、減免団体がどのくらいあるのかというようなことも勘案しまして、この間説明しましたとおり、今回の改正によっては約1,000万程度の収入増が見込めるというような結果になっているんですが、ただ、市外がどれだけの利用があって、市内の方の利用がどれだけの割合というのはそれぞれの課で出されているのかどうかということは私の方でちょっと把握しておりませんが、各施設の利用者数とかそういったものは当然各施設で今後資料としてお出しできると思いますので、検討したいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

ただいま改定した場合の利用料金の増額が言われましたけれども、それに係る先ほど言いました

土地の借り上げ等そういったことに関してははっきり言って私しかわからない状態でありますので、それも教えていただきたいということと、先ほどそういった利用者につきましては、これから資料も提供しながら委員会等も通じてやっていくんですが、それはお願いをいたしまして、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

この使用料の改定ということに関しては、今回の初の議会の中において私は聞いたんですね。市民の人から私は負託を受けて、また今議会に初めて出てきているんですね。市民の人たちに直接関係のある使用料等のことに関して何の資料もいただいていない、こういうふうにしますよということだけの提示が出された場合において、市民の声を聞きながらこれがいいのか悪いのかと。今までどういうふうの物事がなされていたのかということを知り、市民の代表としてここで聞くことができないんですね。ですから、私が望むことはこの60号は撤回していただきたい。次の議会にでも提出してもらって、それまでにいろんな資料を提出してもらって、また市民に対していろんなことを、それなりのことを配布しながら聞いて、そして物事がなされていくのがしかるべきだと私は思っております。先輩議員の方たちは聞いておったのか、私はよくわかりませんが、私も一市民の代表としてこの席にいる以上、出されて、ずっとこれを審議して、すぐ賛成せよ反対せよということができかねますので、撤回をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

ほかにありますか、質疑。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

お願いをしますということなんです。だから、撤回をする気があるのかないのかの回答をお願いします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

議案につきましては、今議会で審議をしていただくと、そして議決をしていただきたいと思います。撤回はいたしません。よろしくお願いします。

2番（鏑本規之君）

了解しました。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、文教福祉委員会の所管に属する条例については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する条例については産業建設委員会に、以上、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号についてはそれぞれ所管する二つの委員会において協議することに決定いたしました。

日程第8 議案第61号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第8、議案第61号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定第2号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第9、認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号については、総務企画委員会の所管に属する歳入歳出決算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する歳入歳出決算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する歳入歳出決算については産業建設委員会に、以上それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号については、それぞれ所管する三つの委員会において協議することに決定しました。

日程第10 認定第3号(質疑・委員会付託)

議長(遠山利美君)

日程第10、認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定第4号(質疑・委員会付託)

議長(遠山利美君)

日程第11、認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第12 認定第5号(質疑・委員会付託)

議長(遠山利美君)

日程第12、認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号については、文教福祉委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第13 認定第6号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第13、認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 認定第7号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第14、認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 認定第8号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第15、認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第8号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

12月3日木曜日午前9時から本会議を開きますので御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、12月7日月曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で開催します。文教福祉委員会は、12月8日火曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で開催します。産業建設委員会は、12月9日水曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

先ほど後から質問をしますということをお願いがしてありますので、閉会前に少し聞きたいことがあります。というのは、前回の全協の中で、もとバスの契約内容が皆さんに周知されているのかということの話がなされたと思うんですね。執行部の方は説明をしましたよということですけども、議員の方から説明を聞いたことがありませんよというようなことでしたので、そのことに対して、いつ説明をなされたのかということで提示をしてもらえるようにとお願いをしておきましたので、説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

17年の当時の岐阜バスと交わした協議書の中のことにつきましては、当時総務企画委員会で、当時の担当に確認しましたら、委員会で説明をしてあるという回答をいただいております。

議長（遠山利美君）

そういうことですから。

2番（鏝本規之君）

そういうことですね。

〔「閉会してるの、どっちなの」と呼ぶ者あり〕

議長（遠山利美君）

とりあえず閉会します。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前11時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

